資料５

鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務について

道州制特区推進法の制定時（H18.12）に移譲された４事務

- ●調理師養成施設の指定
- ●国等が開設する指定医療機関等の指定
- ●商工会議所に対する監督の一部
- ●鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可

【北海道道州制特別区域計画の更新時のパブリックコメント】（平成２４年１月）

これまで移譲された事務は、事務の一部や特定分野に限定されており、大きなメリットにはつながっていない。道で一元的に事務処理ができるようにすることが必要。

【国による道州制特別区域基本方針の計画期間満了時の評価】（平成２４年２月）

権限の移譲が一部にとどまる場合は、国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があるなど、二重行政は解消されない。

【北海道道州制特別区域計画】（平成２４年３月更新）

既に移譲を受けた事務について、更なる利便性の向上を図るため、関連する事務の移譲について検討を進める。

〈移譲済み４事務関連項目の検討〉（平成２４年１２月～）

鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可権限の移譲 ➡

類似事務

- ■絶滅のおそれのある希少鳥獣の捕獲
- ■かすみ網を用いた捕獲
- ■爆発物、劇薬、毒薬を用いた捕獲

道州制特区提案検討委員会における検討経過

- ○第５０回委員会（H24.12.26）
- ○第５１回委員会（H25. 3.28）

} 庁内で検討中であることを報告

- ○第５２回委員会（H25. 5.16）⇨ 国の動向を見極めるため検討保留

鳥獣保護法に係る危険猟法と類似の事務について

（環境生活部環境局生物多様性保全課）

項　目	現　状	問題点	方向性
絶滅のおそれのある希少鳥獣の捕獲	○希少鳥獣は生息数が極めて少なく、特に保護を図る必要があるものとして、環境省が指定した鳥獣であり、国の責任において捕獲許可も含めた保護管理が行われている。	○希少鳥獣は種の存続に影響のない生息数を保持するため、国が捕獲許可頭数の管理を行う必要があり、道に権限を移譲した場合、生息数管理に影響を来すおそれがある。 ○道が捕獲許可を行うとした場合、捕獲許可要領を定める必要があるが、見直しを行う基礎となるモニタリング調査を道が行うことは、労力や財政面から困難。	○希少鳥獣は生息数が極めて少なく、特に保護を図っていく必要があるため、捕獲許可頭数の管理、許可要領の作成などを考慮し、現行どおり、国の責任において捕獲許可も含めた保護管理を行う必要がある。
かすみ網を用いた捕獲	○かすみ網は、簡易かつ効率的に野鳥を捕獲でき、違法捕獲が後を絶たなかったことから、密猟防止を徹底するため、環境省により日本全体を一つの行政単位として、捕獲許可からかすみ網の所持、販売及び頒布まで一貫した規制が行われている。	○環境省では許可と同時に、かすみ網の流通監視を一元的に行っており、同様の流通監視を道が行うことは困難。 ○かすみ網の申請は学識経験者等による研究目的がほとんどであることから、一般道民への利益につながるものではない。	○かすみ網による密猟防止を徹底するため、引き続き、環境省が日本全体を一つの行政単位として、捕獲許可から所持、販売及び頒布まで一貫した規制を行う必要がある。
爆発物、劇薬、毒薬を用いた捕獲	○爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法は、人間の身体又は生命に対する危害を防止し、公共の安全を維持するため、危険猟法として禁止され、捕獲許可は環境省が所管している。	○爆発物（ダイナマイト等）及び毒薬（青酸カリ、ヒ素等）は、人体に危険が及ぶおそれがあり過去に許可実績がなく、許可基準も作成されていない。（環境省確認済み） ○劇薬の中で、鳥獣の捕獲に必要な麻酔薬3種（ケタミン、キシラジン、メデトミジン）は、平成19年に道に権限移譲されており、これ以外に必要なものはない。	○爆発物及び毒薬は、過去に許可実績がなく、需要もないことから必要性はない。 また、移譲されても許可基準を独自に設定するには、道による調査・研究が必要となり、不要な負担が発生する。 ○劇薬についても、鳥獣の捕獲にはすでに移譲されている麻酔薬3種以外に必要性は無いことから現行どおりとする。

１　絶滅のおそれのある希少鳥獣の捕獲

希少鳥獣とは、生息数が極めて少なく、特に保護を図る必要があるものとして、環境省が鳥獣保護法に基づき指定した鳥獣のこと。

【希少鳥獣（道内に生息する主なもの）】

鳥類	タンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、ハヤブサ、クマゲラほか
獣類	ゼニガタアザラシ、トウキョウトガリネズミ、テングコウモリほか

・タンチョウやシマフクロウなどは特に生息数が少ないことから、絶滅を防ぐための保護管理施策が国において行われているが、種の存続に影響のない生息数を保持するため、国が捕獲許可頭数の管理を行う必要があり、道に権限を移譲した場合、管理に影響を来たすおそれがある。

・オオワシ、オジロワシやゼニガタザラシなどは、道外若しくは国外から移動してくる種であるため、広域的な見地や調整に基づく必要があり、国レベルで保護管理が行われる必要がある。

・道に許可権限が移譲された場合、道で捕獲期間や頭数を定めた「鳥獣捕獲許可要領」を定める必要があり、当初は国の基準を参酌することとなるが、見直しを行うにあたり、科学的データに基づく必要があり、そのためには権限を移譲されている道においてモニタリング調査を行わなければならないが、労力や予算面から困難である。

２　かすみ網を用いた捕獲

「かすみ網」

かすみ網とは、はり網の一種である。一般に暗色系統の細い繊維でできており、少し離れてみた時、薄く霞がかかったように見える。このため、鳥類が網があることがわからずにひっかかって捕獲されるように作られている。単なる1枚の平らな網ではなく、棚糸（たないと）（網の横方向に通した太めの糸で、これを通すことにより網をゆるませて鳥をかかりやすくするもの）を有しているのが特徴である。なお、この棚糸（たないと）を網の横方向に通してできた棚の数は、捕獲しようとする鳥獣によって異なる。

かすみ網は、非狩猟鳥獣を含めた多種類の鳥類を、非選択的に多量に捕獲することができる猟具である。かすみ網を悪用した密猟があとを立たなかったことから、その使用だけでなく、所持及び販売も厳しく規制されている。

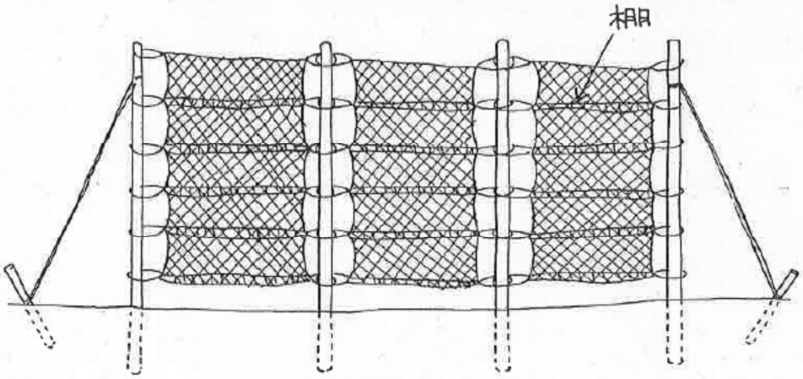

経緯

昭和２５年　鳥獣保護法により、かすみ網を使用した鳥獣の捕獲が禁止

↓

啓発や取締りが行われていたにもかかわらず、かすみ網を使用した違法捕獲が後を絶たなかった
理由：使用が禁止されていながら販売等が自由に行われ、容易に入手可能

↓

平成３年　かすみ網の所持、販売、頒布の禁止
（鳥獣保護法１６条　使用禁止猟具の所持規制）

↓

密猟防止を徹底するため、環境省において、捕獲許可に加え、所持、販売、頒布まで一貫した規制を実施

かすみ網の入手

（「鳥獣の保護及狩猟の適正化に関する法律の細部解釈及び運用方法」抜粋）

鳥獣捕獲許可を受けた者が、かすみ網を入手しようとする場合は、次のいずれかの方法による。

（１）環境省が行う標識調査（野鳥の足環装着調査）の場合

環境省が山階鳥類研究所に委託して行う標識（足環）調査は、原則として個々の許可者から委任を受けて環境省が指定する者が一括入手した後、許可者に頒布する。

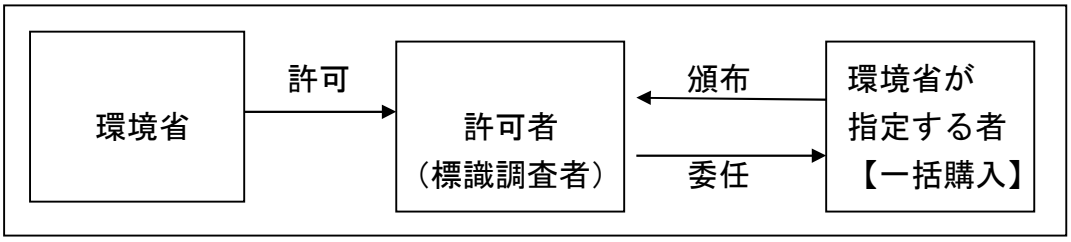

（２）（１）以外の場合（例：学術研究によるかすみ網を使用した捕獲等）

許可者は鳥獣捕獲許可証を提示した上でかすみ網を入手することとなるが、許可後の申請者の入手予定先を確認し、製造者でない場合には、当該販売者の入手状況について調査する。

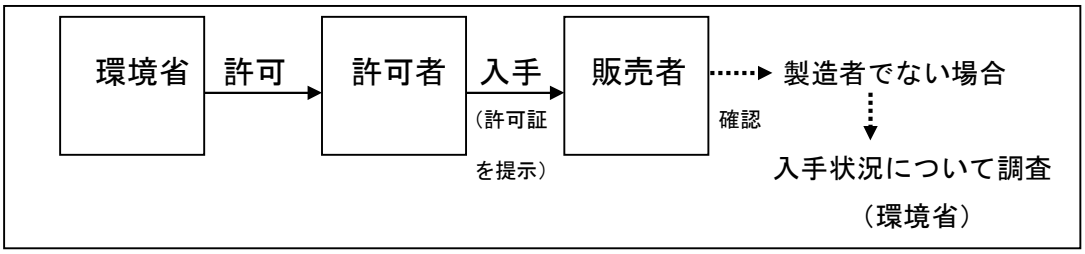

・かすみ網は密猟防止のため、環境省により全国的に捕獲許可から所持、販売及び頒布まで一貫した規制が行われている。

・道に権限が移譲された場合、かすみ網の販売業者が製造業者であるかの確認手段がないことや、道外の業者であった場合の把握が困難なことから、<u>国レベルで全国的な規制を行わなければ取締りの実効性が確保できない</u>ことから、道で行うことは困難である。

３　爆発物、劇薬、毒薬を用いた捕獲

爆発物	ダイナマイト等
劇　薬	発煙硫酸、塩酸、クロロホルム等
毒　薬	黄燐、砒素、青酸カリ等

「鳥獣保護法の逐条解説」抜粋

経緯

（１）平成１８年３月２４日付け環境省自然環境局長通知により、平成１８年４月１日以降、次表左欄の麻酔薬を右欄の施用量で使用し、かつ、麻酔銃を使用する場合に限り、法第３７条による許可は不要となった。

麻酔薬名	施用量（１発射当たり）
塩酸ケタミン	５７００mg以下
塩酸メデトミジン	４５６０mg以下
塩酸キシラジン	６８４０mg以下

（２）道州制特区推進法が制定され、鳥獣保護法に規定される環境大臣が所管する危険猟法による鳥獣捕獲許可の事務のうち、平成１９年４月に麻酔の作用を有する劇薬（塩酸ケタミン、塩酸メデトミジン及び塩酸キシラジン）を使用する猟法の許可に関する事務（（１）の基準を超えるもの、吹き矢によるもの等）が道に移譲された。

○道における危険猟法の捕獲許可件数

年度	件数	鳥獣名	方法	目的
Ｈ１９	０	－	－	－
Ｈ２０	０	－	－	－
Ｈ２１	０	－	－	－
Ｈ２２	４	ニホンジカ	吹き矢	保護捕獲
Ｈ２３	７	ニホンジカ	吹き矢	保護捕獲

・爆発物及び毒薬は、国において過去に許可実績がなく、許可基準も作成されていない。
・劇薬については、鳥獣の捕獲を目的としたものとしては、すでに権限委譲を受けている麻酔薬３種が一般的に用いられており、それ以外の麻酔薬は必要性がない。